

町田市保健所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所条例の一部を改正する条例

町田市保健所条例（平成22年12月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の項中「町田市中町二丁目13番3号」を「町田市森野二丁目2番22号」に改める。

第7条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

（保健所運営協議会）

第7条 地域保健法第11条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、町田市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第8条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者 5人以内
- （2）市民団体の代表 2人以内
- （3）保健医療関係団体の代表 5人以内
- （4）関係行政機関の職員 3人以内

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

（会長等）

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 1 1 条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

町田市保健所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 町田市保健所</p> <p>位置 <u>町田市森野二丁目2番22号</u> <u>(保健所運営協議会)</u></p> <p>第7条 <u>地域保健法第11条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、町田市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第8条 <u>協議会は、委員15人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験を有する者 5人以内</u></p> <p><u>(2) 市民団体の代表 2人以内</u></p> <p><u>(3) 保健医療関係団体の代表 5人以内</u></p> <p><u>(4) 関係行政機関の職員 3人以内</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第9条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。</u></p> <p><u>(会長等)</u></p> <p>第10条 <u>協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第11条 <u>協議会は、必要に応じ会長が招集する。</u></p> <p><u>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数を</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 町田市保健所</p> <p>位置 <u>町田市中町二丁目13番3号</u></p>

町田市保健所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>もって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>